電気需給約款【my でんき版】の改定に関する新旧対照表 (主要箇所・東京電力エリアの場合)

- 2019 年 6 月 13 日実施の電気需給約款【my でんき版】の改定に係る主な変更点は、次のとおりです(新たな電気需給約款【my でんき版】等の公表日までにおいて、本書に記載の事項を変更させていただく場合がありますが、何卒、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。)
- 改定させていただく約款は、電気需給約款【my でんき版】(東京電力エリア、中部電力エリアおよび関西電力エリア) と選択約款(たっぷりプラン・まとめてプラン) となります。
- なお、本新旧対照表は、電気需給約款【my でんき版】(東京電力エリア)のみを記載しておりますが、他の約款についても改定の趣旨等は同じとなります。

旧 約 款 (2019年5月13日実施)	新 約 款 (2019 年 6 月 13 日実施)
第1条(適用)	第1条 (適用)
(3) 本約款は、2019年 <u>5</u> 月13日より実施いたします。	(3) 本約款は、2019年 <u>6</u> 月13日より実施いたします。
第3条 (用語の定義)	第3条 (用語の定義)
(新設)	_ <u>(19) 再点</u>
	お客様が当社との需給契約を新たに締結することに伴い、需要場所において停止中であった電気の供給を再開すること
	<u>をいいます。</u>
	<u>次の算式により算出された値をいいます。</u>
	当月の使用電力量(キロワット時)
	<u> </u>
	(パーセハ) = (契約容量 (キロズルトアンペア) × 24時間 × 料金算定期間の日数
第5条(契約の申込み)	第5条 (契約の申込み)
(3) 契約の期間	(3) 契約の期間
契約期間は、需給契約が成立した日から1年間といたします。	契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。
第8条(標準プランー従量電灯Aおよび従量電灯B)	第8条(標準プランー従量電灯Aおよび従量電灯B)
電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。	<u>(ア) 従量電灯A</u>
① 契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。	電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)
② 1需要場所において低圧電力(動力)とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1	が5アンペア以下である場合に適用いたします。
キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありま	<u>(イ) 従量電灯B</u>
せん。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。
	① 契約電流が <u>10</u> アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
	② 1需要場所において低圧電力(動力)とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペア
	を1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限り
	ではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
(3) 契約電流	(3) 契約電流
契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60	<u>(ア)従量電灯A</u> 和後表がない。FRA 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。	<u>契約電流は、5アンペアといたします。</u>
	<u>(イ)従量電灯B</u> 新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、5
	のアンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給
	契約を切り替える場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合
	は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。
第9条(従量電灯C)	第9条(従量電灯C)
(4) 契約容量	(4) 契約容量
(新設)	新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客様と当
	社との協議により定めるものといたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、原則とし
	て他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用さ
	<u>れる前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。</u>
第10条(動力プランー低圧電力)	第10条(動力プランー低圧電力)
(3)契約電力	(3)契約電力
(新設)	新たに電気を使用される場合の契約電力は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客様と当
	社との協議により定めるものといたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、原則とし
	て他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用さ
(e \ 공단에 A	れる前の需要場所における契約電力を引き継ぐものといたします。
(5) 電気料金	(5) 電気料金

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1か月に夏季及びその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1か月の使用電力量をその1か月に含まれる夏季及びその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

③ 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

第13条 (電気料金の計算)

- (5) 日割計算
 - ① 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

基本料金 = 1か月の基本料金×(日割計算対象日数÷該当月の日数)

② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

第14条(支払義務及び支払期日)

(1) 支払義務

お客様の電気料金の支払義務が発生する日は、次の①及び②の場合を除き、検針日/計量日といたします。

- (2) 支払期日
- ① 支払期日は、当社が次の(4)の規定に基づく請求を行った月の27日といたします。ただし、次の(4)に基づく請求が各月の20日以降に行われる場合には、翌月の27日といたします。

第18条(お客様の協力)

(新設)

第20条 (契約の変更又は解約等)

- (2) 契約の解約
- ② 上記①の通知により本契約の解約をする場合、解約日は当該通知が相手方に到達した日の15日後の日といたします。ただし、お客様と当社が別途合意した場合には、当該通知が到達した日の15日後の日以外の任意の日を解約日とすることができます。

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

③ 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、8 5パーセントを上回る場合(上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を 5パーセント割引し、8 5パーセントを下回る場合は、基本料金を 5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 6 (進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 9 0パーセント、取り付けてないものについては 8 0パーセント、電熱器については 1 0 0パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 か月の力率は、8 5パーセントとみなします。 また、 当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその 1 か月の力率は、9 0パーセントとみなします。

第13条 (電気料金の計算)

- (5) 日割計算
 - ① 基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、お客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

基本料金 = 1か月の基本料金×(日割計算対象日数:暦日数)

② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

第1段階料金適用電力量=120キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=300キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数

一 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条(支払義務及び支払期日)

(1) 支払義務

お客様の電気料金の支払義務が発生する日<u>(以下「支払義務発生日」といいます。)</u>は、次の①及び②の場合を除き、検針日<u>又は</u>計量日といたします。ただし、検針日又は計量日に、送配電会社から接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。)を当社が受領できなかった場合は当該接続供給電力量を当社が受領した日を支払義務発生日とし、接続供給電力量の値の欠損等により、当社が電気料金の算定ができなかった場合は、当社が電気料金の算定を行った日を支払義務発生日といたします。

- (2) 支払期日
- ① 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日又は休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

第18条(お客様の協力)

⑧ 適正契約の保持

当社は、負荷率が100パーセントを超えた場合、最大需要電力がその契約電力を超過した場合等、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

第20条(契約の変更又は解約等)

- (2) 契約の解約
- ② 第19条(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、お客様に対する通知により需給契約を解約することがあります。
- ③ お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。
 - (ア) お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - (イ) お客様が他の需給契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - (ウ) 本契約によって支払いを要することになった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金等相当額その他本契約から生じる 金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(エ) その他お客様が本契約に違反した場合

第21条 (工事費負担金等相当額の負担)

(2) 契約変更に伴う工事費負担金等相当額の負担

お客様の契約電力の変更により、当社が送配電会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客様にその工事費等に相当する金額を負担していただきます。

第21条(工事費負担金等相当額の負担)

- (2) 契約変更に伴う工事費負担金等相当額の負担又は料金等の精算
- (ア) お客様の契約電力の変更により、当社が送配電会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客様にその工事費等に相当する金額を負担していただきます。
- (イ) お客様が契約電流、契約容量又は契約電力を新たに設定し、又は増加された日以後1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、原則として需給契約の終了又は変更の日までに、送配電会社の託送供給等約款に基づき請求された料金及び工事費の精算額をお客様から申し受けます。ただし、送配電会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、又は非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

附則

(新設)

附則

第2条 (明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

水/二工料(以内 1)子)ァッキ	明細書	<u>108円</u>
発行手数料各1通につき	領収書	162円
	支払証明書	<u>756円</u>

第3条(本約款の改定に伴う契約期間に係る切替措置)

電気需給約款【myでんき版】(2019年5月13日実施)の適用を受けているお客様の契約期間は、本約款の実施日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項(関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。)のみを記載すれば足りるものといたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第4条 (動力プランー低圧電力のお客様に係る切替措置)

旧約款の(動力プランー低圧電力)の適用を受けているお客様(2019年6月12日以前に需給契約の申込みを当社が受付けたお客様で、かつ、契約番号に「TGS」が含まれるお客様を含みます。)の電気料金は、本約款の実施日以後、当社が作成する「ご使用開始のお知らせ」に記載された「ご使用開始日」の前日までは、本則第10条(動力プランー低圧電力)(5))の規定によらず、次のとおりといたします。電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び付則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割日又は割増しをする場合は、力率割日又は割増しをしたものといたします。

基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金(税込)
1キロワットにつき	1,101円60銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量には その他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1か月に夏季及びその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認する ときを除き、その1か月の使用電力量をその1か月に含まれる夏季及びその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使 用電力量といたします。

使用電力量	電力量料金単価(税込)	
1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
1キログット時につき	16円97銭	15円42銭

③ 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の

力率は、90パーセントとみなします。

④ 負荷率割引

<u>負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70</u> キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

<u>1か月の使用電力量及び適用単位</u>	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき	108円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外

第5条(基本料金の日割計算に係る切替措置)

旧約款の適用を受けているお客様(2019年6月12日以前に需給契約の申込みを当社が受付けたお客様で、かつ、契約番号に「TGS」が含まれるお客様を含みます。)の基本料金の日割計算は、本約款の実施日以後、当社が作成する「ご使用開始のお知らせ」に記載された「ご使用開始日」の前日までは、本則第13条(電気料金の算定)(5)①の規定によらず、次のとおりといたします。

基本料金 = 1か月の基本料金×(日割計算対象日数÷該当日数)

第6条(電力量料金の日割計算に係る切替措置)

旧約款の適用を受けているお客様(2019年6月12日以前に需給契約の申込みを当社が受付けたお客様で、かつ、契約番号に「TGS」が含まれるお客様を含みます。)の基本料金の日割計算は、本約款の実施日以後、当社が作成する「ご使用開始のお知らせ」に記載された「ご使用開始日」の前日までは、本則第13条(電気料金の算定)(5)②の規定によらず、次のとおりといたします。電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

第7条 (支払期日に係る切替措置)

旧約款の適用を受けているお客様(2019年6月12日以前に需給契約の申込みを当社が受付けたお客様で、かつ、契約番号に「TGS」が含まれるお客様を含みます。)の支払期日は、本約款の実施日以後、当社が作成する「ご使用開始のお知らせ」に記載された「ご使用開始日」の前日までは、本則第14条(支払義務及び支払期日)(2)①の規定によらず、次のとおりといたします。

① 支払期日は、当社が本則第14条(支払義務及び支払期日)の規定に基づく請求を行った月の27日といたします。ただし、本則第14条(支払期日及び支払義務)(4)に基づく請求が各月の20日以降に行われる場合には、翌月の27日といたします。また、第17条に基づき債権譲渡が行われる場合において、同条に定める代理請求事業者が支払期日に関しお客様に対し別途の通知を行う場合には、支払期日は当該通知の内容に従います。なお、電気料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。